

地域産業育成産学連携推進事業 Q&A

1 応募資格関連

項目	質疑	回答
グループ構成	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、提案可能ですか。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写しを、法人設立後に履歴事項全部証明書をそれぞれ提出してください。 なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。 また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です。（提案書中に、設立予定時期等＊を記載願います。）＊意見聴取会日以前を原則とします。
グループ構成	ベンチャーキャピタルから多額の資本を受けた場合、「みなし大企業」となりますか？	「中小企業投資育成株式会社法」（昭和38年6月10日法律第百一号）に規定する中小企業投資育成株式会社やベンチャーキャピタルがファンドマネージャーとなる「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成10年6月3日法律第九十号）に規定する投資事業有限責任組合を、本事業においては大企業として取り扱わないこととしますので、これらの中小企業投資育成会社や投資事業組合からの出資を受けている中小企業については「みなし大企業」にはあてはまらないものとします。
グループ構成	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどうか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。
グループ	京都府内に本社を置く中小企業と	応募できます。なお、企業が代表となっ

ブ構成	大学等研究機関のみで、応募することが可能ですか。	た場合、大学への受託（共同）研究費は補助対象経費に含めることができます。
グループ構成変更	実際のプロジェクト参加者は、提案書のものから変更しても良いですか？	<p>必須要件を満たしている限り、プロジェクト参加者は提案書のものから変更は可能です。交付申請書には最新の状態で提出いただければと思います。但し、交付申請後に変更があった場合は変更承認申請書を提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、変更によりグループ構成要件を満たさなくなる場合は、補助金の交付決定が取消しになることも想定されますのでご注意ください。</p>

2 対象期間関連

項目	質疑	回答
事業期間	<p>事業実施期間は交付決定日から12か月ですが、事前着手が認められた日から交付決定日までに発生した以下の費用は補助対象経費となりますか？</p> <p>①事前着手が認められた日以降交付申請日以前に予約をし、交付決定日より前に支払った会場予約金（開催は交付決定日以降）</p> <p>②事前着手が認められた日以降に雇用し、交付決定日までに事情により退職してしまった臨時職員の賃金（交付決定日までに賃金支払い済み）</p>	<p>①は補助対象経費となりますが、②は交付決定日以前に雇用契約が終了してはいますが従事していた事業が継続中なら補助対象となる場合があります。事業が完了していたら対象外となります。</p> <p>いずれにしても、対象の適否につきましては事前にご相談ください。</p>

3 対象経費関連

項目	質疑	回答
経理関係	グループの代表機関が大学でも補助金は代表機関に交付されるのですか？	大学や研究機関でもグループの代表機関であれば補助金の交付先となります。

経理関係	補助金の配分について、グループ内での配分やその通知はどのようにしたらよろしいですか。	グループ内での配分に係る調整や、各参画機関への通知は代表機関からしていただくことになります。
対象経費	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
備品購入費等	中古の機械設備は補助対象となりますか。	中古市場が確立されている場合で、中古機械設備販売業者を通じた購入であって、複数社から同等品の相見積を徴収し、価格設定の適正性が明確である場合に限り、対象とします。また、購入後の故障対応等に係る経費は補助対象外となりますので注意願います。
備品購入費等	リース契約中の機械を本事業で使用する場合にリース料を備品購入費に計上できますか？	リース料又は割賦料は、契約期間が補助対象期間を超える場合、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみが補助対象経費となります。
直接人件費	直接人件費（提案事業の実施に直接必要な経費に限る）の積算方法は、指定があるのですか。	基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と、上限 2,000 円を比較して、低い方となります。ただし提案時には、厳密な時間単価の計算は不要であり、一律 2,000 円として計算していただければ結構です（採択後の補助金交付申請時には別途調整します。）。
直接人件費	大学職員の人件費は計上できますか？	研究補助員等、臨時的に雇い入れた者の賃金は対象となりますが、国や地方自治体からの運営費交付金や私学助成等により人件費が措置されている大学教職員・研究機関職員の人件費については、対象となりません。
直接人件費（臨時雇用）	共同研究にかかわる作業は、大学の学生を臨時雇いとして使うと共に、研究室の研究員に時間外に働いてもらう予定です。これらを直接人件費から出したいと思いますが、これらの人たちは実施体制の「プロジェクト参	直接人件費に計上するには、プロジェクト参画予定者に登録してください。 なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）を含む場合は以下の場合とします。 ① 補助事業の内容から、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合で、補助事

	画予定者」に入れておくべきですか。	<p>業者が残業手当を支給している場合。</p> <p>② 補助事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、補助事業者が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも補助事業者が代休を手当てしている場合は同様とします。</p> <p>なお、事業終了時の実績報告では、各人の時間給や契約時間等が明らかにできる契約書、支払いに係る証拠書類等を提出していただく必要があります。</p>
直接人件費	開発に直接かかわった人件費は各グループ企業で負担するということでしょうか？	<p>グループ参画企業が負担された人件費について、直接人件費として補助対象となります。</p> <p>なお、事業終了時の実績報告では、各人の時間給や契約時間等が明らかにできる契約書、支払いに係る証拠書類等を提出していただく必要があります。</p>
直接人件費	共同研究企業である府内に拠点のある大企業から本事業に参画してもらう人たちの直接人件費を事業費として計上することは可能ですか。	<p>大企業の直接人件費も補助対象です。但し、府外企業が負担された直接人件費は「その他の経費」で計上していただくこととなり、「補助対象経費」とはならないのでご注意ください。</p>
直接人件費	プロジェクトリーダーである私は取締役ですが、直接関わった人件費はどのように計上すればいいのですか。	<p>原則、役員は対象外です。ただし、小規模企業者(製造業その他：従業員 20 名以下、商業・サービス業：従業員 5 名以下)の役員については対象となる場合があります。対象の適否についてはご相談ください。</p>
直接人件費	臨時雇用契約は、個人 or 組織のどちらですか。	<p>グループ構成機関であるいずれかの組織に所属されている場合は、組織と契約を行ってください。</p>
外注委託費	このプロジェクトでグループ構成機関である企業と結ぶ契約書というのは、大学間の契約書と	<p>グループの構成機関ですので、共同研究契約もしくは共同開発契約となります。グループ構成機関に費用を大学からお渡</p>

	同じ、共同研究契約となりますか？（大学が代表となった場合）	しする場合は、共同研究（開発）の形態でしかできません。委受託契約は、グループ外の企業または大学との契約になり、その場合の経費は補助対象（委託者への補助）となります。
外注委託費	大学との共同研究契約で、大学の間接経費も補助対象ですか？	間接経費も補助対象となります。（共同研究契約書に含めてください。）
外注委託費	代表機関が大学である場合、それ以外の大学（グループ構成機関）が使用する金額の取り扱いはどうなりますか？	外注委託費で計上してください。大学間で共同研究契約を締結し、分担する費用を構成機関の大学にお支払いいただくこととなります。実績報告では構成機関の大学が負担した費用に係る明細書等を確認します。
外注委託費	大学に業務を委託し、装置を委託先に預けて業務を実施する場合はどうなりますか？	預けた状況が確認できる写真等が必要です。（必要に応じて現地確認などさせていただきます）
外注委託費	代表大学で設備備品を購入して、構成メンバー大学等で使用してもいいですか？	使用可能ですが、帰属は代表大学となります。
その他直接経費（謝金）	本プロジェクトに関して色々意見を出していただく外部の専門家による委員会を設置しますので、その先生方に謝金を出す予定です。そのうちの一人が東京在住なので、東京～京都間の旅費を出したいのですが、これは旅費として計上すべきですか、それとも謝金に含めてよろしいですか？	専門家の謝金と旅費は、共に謝金に含めてください。 なお、事業終了時の実績報告では、謝金基準や旅費基準が明らかにできる社内規定、支払いに係る証拠書類等を提出していただく必要があります。
その他直接経費（謝金）	本事業の成果発表会に海外の専門家を招聘する場合も謝金に入れておいてよろしいですか？	プロジェクト組成に絡む事業活動の段階でのアドバイス等なら他の専門家と同様、必要だと理解できます。

4 その他留意事項

項目	質疑	回答
設備等の 所有権	開発された装置は大学に運んで 実験に使用する予定です。プロ ジェクト終了後、この装置は大 学に所属する（多分、備品とし て）と考えてよろしいですか？ それとも、これはグループ企業 との話し合いで決めるべきこと ですか？	一般的には、装置の帰属は発注者（経費 を負担した側）にあります。共同研究 契約での装置の試作ですので、「基本的 な仕様等を大学とグループ企業とで協議 した上で、装置の試作はグループ企業が 行い装置は大学に帰属する」旨、契約書 に記載して下さい。
設備等の 管理	購入した設備等の管理はどのよ うにしたらよいですか？	大学により資産管理方法が異なります が、研究開発で試作した装置ですの で、一般的には固定資産として扱わ ず、「本補助金で試作した装置」であ ることが分かる様にシール等により 明示する等の措置をして頂ければ問 題はないと考えます。 なお、製品 を購入した場合は、「受け払い簿」 で、検収日と処分日、使用内容を 簡単に記載し管理してください （購入した日と検収した日は同日 でも構いません）。
その他	セミナー等を開催するにあたり、 会費を1人あたり500円徴収する が会費収入はどの様に処理をし たら良いですか？	ご質問の例のような収入については、 本補助金では報告を求めません。
共同研究 契約	この補助金でプロジェクト組成 に向けたF Sに取り組み、研究 会やシンポジウムを実施する予 定ですが、共同研究契約は必ず 締結しなければいけませんか？	本事業の実施にあたっては、グルー プ構成機関同士が知財や金銭等の やりとりをされる中でトラブルと ならないよう、あらかじめグルー プ構成機関内で取り決めをして おいていただく必要があります が、いわゆる「共同研究契約」の 形で契約を締結されるかどうか については、グループ内で決め ていただければ結構です。